

**三重県環境影響評価委員会小委員会**  
**サクシードヒルズ西方宅地開発事業に係る簡易的環境影響評価書**  
**調査審議概要**

日時：平成30年2月15日（木）14：30～

場所：三重県桑名庁舎 第2会議室

委員：大気に関して言えば、あまり問題なさそうですが、周辺の民家はどの程度ですか。

事業者：今、進入道路として計画しているところについては、ほとんど民家は立地していなく、現地調査で見て頂いたあたりにあるだけです。

委員：工事車両あるいは、工事中の機械の稼働から考えて、大気質に関して、大きな影響はないですが、対象事業のすぐ近くに団地もありますし、簡易的環境影響評価書P166、167の環境保全措置をしつかりとやって頂きたいです。よろしくをお願いします。

委員：P166の工事中の騒音・振動の5行目の「隣接する竹林については」のところ、竹林については防音効果を計算に入れない事が多いので、緩衝施設帯としての働きについて、理屈上、計算上、考慮できませんので、この表現はよろしくないと思います。

事業者：計算では、もちろん竹林の効果を計算に入れていませんが、ただ、周辺の方々に対しても心理的な影響ですとか、実際にゼロではないであろうと言う事でどう配慮したかを記入しています。

委員：であれば、表現がよろしくないと思います。あと、幹事意見にもあったのですが、伐採の関係のところで、破碎を現場で行うことについて、ブルドーザー等より破碎の影響が少ないので、今回、騒音が高めの方で出しているということですが、破碎の作業等、実際重機が動く期間というのは同じ時期かあるいは別々の時期になるのですか。

事業者：まず、木を切って、破碎をして搬出して、ある程度稼働できる場所をつくらないと重機は入りませんので、最初に破碎する為の重機等が入って、それがまず先行します。その後、土を動かす作業、そちらの方が重機の数も多いですし、それと並行して擁壁を造ったりという事も考えられるので、それで一番多くなる時期を対象とさせていただきます。

委員：この破碎は、一か所ですか。複数の箇所ですか。

事業者：通常、破碎は一か所で、そこで破碎して搬出するというケースが多いです。

委員：先程、現地を見せていただいた時、周りはかなり静かな状況で、確かに規制基準は85デシベルですが、75デシベルや72デシベルがああ作業時間ずっと続くような事が、住民にとって相当ストレスになる数字です。これらはもちろん最大値かも知れませんが、破碎の時にそれより何デシベルか下がるといいますが、ずっと負担になるような数字ではあるかと思いますが、住民の皆様とよく工事計画等を詰めていただけると良いと思いました。それから、専門ではないので申し訳ありませんが、交通の関係で工事車両が、P9の赤のラインで示されていますが、この工事の間はこのルートは工事車両だけを通すのですか。

事業者：そうではございません。土木工事の場合は、建築資材を搬入して積み上げていくのではなく、防災施設や、コンクリートの打設のためにミキサー車は来ますが、ほとんど事業計画地内で土を動かしたりするため、破碎したものを搬出する運搬車両はそれほどたくさんはないので、一般の方に

使っていただきながら安全確保して工事をするように考えております。

**委員：**造成が終わったら、このルートは比較的、通行しやすい道に変わりますか。それとも、現在から少しだけ広がったような形になりますか。

**事業者：**今のところ、そういう方向で考えています。

**委員：**ここを通る車両は増えることが想定されると、先の騒音ですが、交通騒音はやはり増えていくということがありますので、どこかで交通騒音についてはまだ検討していないと回答があったかと思いますが、360世帯が、今ある家でも平均して2台以上車をお持ちだと思いますので、1000台弱の車がここに入ったりしますと、相当、交通騒音の関係が変わってくると思いますので、そこら辺どうするのか、計画や評価を入れられた方が良いかと思います。

**委員：**1つだけお伺いしたいのですが、住民意見に対する事業者見解のP6にボーリング調査と書いてありますが、ボーリング調査はこれからやられるのですか。

**事業者：**このアセスの手続きと並行する形で、ボーリング調査をやらせていただき、最終的に取りまとめさせていただいている状況です。

**委員：**幹事からの指摘事項にも、同じような質問があったかと思いますが、この桑名の丘陵は、昔から有名なのですが、活断層が多い地域ですので、そのような所住宅地を造成するには、いくら簡易的影響評価であるとはいえ、事前にその事を検討される必要があるのではないかと思います。文献的な調査をしていますが、こちらではボーリング調査をすると書いてありますので、その辺はどうですか。ボーリングではなくてトレンチはどうですか。

**事業者：**一度ボーリング調査をして、適宜サンプリングして試験をし、盛土法面については安定検査をしてということを考えています。今後、結果がまとまってからの検討ですが、その上で対応が必要なのかどうか、改良が必要であれば、そのような体制はとらせていただきます。

**委員：**それから、最後に重要事項説明書というのがあるのですが、もちろん、ここに家を建てられる方は、そのことを百も承知で建てないと、近い将来、いつ起こるかわからないことなので、それは別にこの地区だけではありませんが、そのことについてはどうでしょうか。

**事業者：**それは、検討したうえで、工事いただくということになります。

**委員：**ヒメタイコウチの生息地として湿地が小規模に残っていると思いますが、水の供給は実際にはどうなっているのかはよくわからないと思います。ですので、水の供給を確保、減少しないようにするといっても、実際にできるかどうかはわからないと思います。そのためには、現状がどのような状態であるかをしっかり把握しておいていただき、色々な季節、気候条件など、どういう場合のエリアで維持されているのかについて、もし、するのであればそのような手筈をとっていただく。事業者も関連の所と相談していただきながら、進めていただくような形が望ましいと思います。残す目的が不明確な気がいたしますので、そこをどうやって考えるかをまず詰めていくことをお願いしたいと思います。

**事業者：**以前の調査が平成24年ですので結構、期間もありますので、着工前にはきちんと調査をさせていただきたいと考えております。

**委員：**もう1点ですが、住宅地が密接しているので、色々心配になることが、それぞれ違うと思いますので、説明会もさることながら、工事の進捗など、もちろんスケジュールがずれてくると思いま

すが、発信していったことを払拭していただくことをお願いします。

**幹事（社会教育・文化財保護課）：**ヒメタイコウチですが、簡易評価書 P163 にいろいろと対処を検討いただいております、基本的には表層を流れる水に対する対処とありますが、実際にヒメタイコウチが生息している場所は、湧水と表層の周りから集まる水は、どのような比率ですか。わからない状況の中で、例えば、ヒメタイコウチの生息地の北側に、貯水池、遊水地を造って地下水に影響があった場合に、生息地の湧水にどれだけ影響があるか、少し解かりづらい状況です。結局、影響がないですと果たして言えるのかと思いますので、今は表層について検討いただいておりますが、その生息地の水はどういう表層からの水なのか、湧水の方が多いか、その辺りを踏まえて計画、評価を考慮いただければと思います。

**事業者：**今回は、基本的に既存資料や文献調査をしている中で、必要があれば少し行っているのですが、そのような調査をした方が良いとのご指摘と判断すればいいですか。

**幹事（社会教育・文化財保護課）：**簡易評価書は、文献で調べていただいたということですが、次のステップとして、そのような配慮をいただきたいです。事後調査の時にでも、しっかりと確認していただいた方が良くと思います。ヒメタイコウチがいなくなってしまうといけないので。

**事業者：**どういう方法でというのは、検討させていただきます。

**幹事（社会教育・文化財保護課）：**具体的に、どうというのはすぐに浮かばないですが。

**事業者：**今のご指摘は、調整池とかを造ってしまうことで、地下水の流動が変化する事で、ヒメタイコウチの生息環境に影響を与える可能性があるのではないかと、それが今のこの説明だけでは十分に検証出来ていないと、そういうご指摘という理解でよろしいですか。

**幹事（社会教育・文化財保護課）：**まず、あそこを見た時に湧水がそんなに多いのかどうかはわからなくて、表層から結構、水が流れて来てるのはわかるのですが、そこがそもそもわからないので、次の対処の仕方がわからないのだと思います。

**事業者：**生息区域の水源がどこにあるのかが現地を見ただけでも、文献だけでも把握できないので、そこを把握したうえで対策を立てるべきではないかと、そういうご指摘ということでしょうか。

**幹事（社会教育・文化財保護課）：**結局、湧水の方が比率として 8 割だとしたら、いくら表層で対処しますといっても、地下の水が枯渇してしまうとヒメタイコウチの生息環境がよろしくなくなってしまいます。

**事業者：**検討させていただきます。

**幹事（治山林道課）：**当課からの意見はあまり林地開発にこだわらず、あくまで環境影響評価の観点から、色々と質問させてもらっていますが、いくつか幹事意見に対する事業者見解でお答えいただけていないので、非常に不満を持っております。総括的事項については仕方ないのですが、P3 の濁水対策で設置する仮設沈砂池で想定する容量及び水面積をお示しく下さい、と書いたのですが、水面積は、具体的に数値はいくつになりますか。

**事業者：**まだ、工事計画を立てておりませんので、ここに書いていますように 400m<sup>3</sup>を考えています。

**幹事（治山林道課）：**それを書いていたかかないと答えになっていないですよ。

**事業者：**そう書かせてもらいますが、これで、ご理解いただけたらと思います。

**幹事（治山林道課）：**それでは理解できません。水面積があそこの場所で確保できるのか、できない

のかわからなかったので、状況に応じて凝集沈殿剤を使用と書いてありますが、それもある程度は検討することは可能ではないかと思えます。水面積を出すのに、別にこれは現地調査をする必要はないですね。

**事業者：**水面積を出すのにですか。計算して出せと言われたら出せます。

**幹事（治山林道課）：**細かい、騒音や大気の関係は計算して出しているのに、なぜこれが出せないのでしょうか。

**事業者：**先ほど申し上げた、工事計画をまだ立ててないので、それが、要するに絵に描いた餅みたいな話になってしまっても困ると思い、考え方だけ提出させていただきました。

**幹事（治山林道課）：**しかし、ある程度大きな影響を与えるか、与えないかは、参考になるかと思えます。

**事業者：**一部こういう仮の条件でこうやりましたというのは示させていただきたいと思えます。

**幹事（治山林道課）：**もちろん、お示しさせていただきたいと思えます。

**事業者：**それを作ったがためにダメと言われると困るとそういうことです。

**幹事（治山林道課）：**はい。それから、活断層に関する質問についても、確実に定性、定量評価する事ができないのでしていませんと言い切るのはいかがなものかと思っています。発生する可能性が低いと想定してますというのは、これは別にどうでもいい話ですよ。このようなのはいつ起こるかわかりませんので、もう少ししっかりと答えていただきたかったということをおっしゃっていただけます。それから、これも幹事会でも話をしたのですが、水環境の（2）で、表層のみなので、地下水の水位、水質は影響がないとしてますが、本当でしょうか。まず、表層の植生をはがすことで、かなり、地下水の影響が大きいと思えます。また、表土を動かすだけでも地下水への影響って大きいのではないのでしょうか。その辺はどのようにお考えでしょうか。

**事業者：**地下水脈まで影響を与えるような移動というものは、与えないと考えているのですが。

**幹事（治山林道課）：**本当ですか。これに限らず他のアセスも疑問に思っています。それについては、しっかりと説明をお願いしたいと思います。最後ですが、簡易的環境影響評価書の切土、盛土についてですが、図面が細かすぎて、どれ位の高さなのかわからないです。最大の切土高、盛土高はいくつでしょうか。

**事業者：**盛土高が一番高い所で10mくらいです。

**幹事（治山林道課）：**10mくらい。結構な土量が40万m<sup>3</sup>あるということで、それも、谷埋めの盛土、なおかつ活断層が近いところにあります。都市計画法の基準でも林地開発の基準でも評価はできませんが、このような場所があるので、慎重な施工が必要になると思えますが、地形、地質に関する評価のところは全く書かれていないことについて、気になっていますので、十分検討していただきたいと思えます。

**事業者：**先程、申しましたが、ボーリング調査もやっていたので、それに基づいた形で、きちんと検討するなりして、確認いただくように、させていただきます。

**幹事（社会教育・文化財保護課）：**確認です。遺跡包蔵地ですが、高塚山下遺跡を桑名市に確認いただいて、確認調査を行いましたというのは、以前の幹事会の時におっしゃっていたと思うのですが、それは措置報告書に、反映していただけるのでしょうか。

P68 に高塚遺物散布地について埋蔵物は発見されなかったと書いてありますが、これに近い形で、

いつやって、調査地点がどこでということと、主体が桑名市教育委員会という形で、事実としてこのような確認調査をいつ、誰が、この地点でやりましたとつけ加えていただきたいと思います。

**事業者：**それは情報公開請求しろと言う事ですか。事業者でやったものです。桑名市にないことの確認の照会をしたので、文書回答は頂いてるんですけど、どのような調査をしてるかまではいただけないです。

**幹事（社会教育・文化財保護課）：**この P68 もそうですが、主体が桑名市なのかそうでないかによって調査が変わってきます。桑名市に確認したところ、過去に取った範囲確認調査で確認されていないと、そのようなことを書いていただくことは可能でしょうか。

**事業者：**照会してみないとわからないし、どこまで書けるかわからないですが。

**幹事（社会教育・文化財保護課）：**個人情報等が関わってくると思うのですが、事実として、範囲確認調査も過去に行われていて、何も発見されなかったということを書くのはできるのではないのでしょうか。

**事業者：**そうですね、書ける中身について確認します。

**幹事（社会教育・文化財保護課）：**書ける範囲はあると思いますが、そこは桑名市と相談になりますが、事実としてなかったですというのがないと、何回も指摘されると思います。

**事業者：**はい。どのような表現方法になるかはともかくとして、桑名市と一回、今日いただいた内容についてご相談したうえで、書ける中身について精査させていただきます。